

総合評価落札方式における試行取り扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取市環境下水道部が発注する設計施工一括発注方式の建設工事等（以下「工事」という。）に係る総合評価落札方式の試行取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2に規定する価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する方式をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価落札方式の対象とする工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事で、簡易な施工計画、同種・類似工事の経験、工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事

(2) 標準型

技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事で、安全対策、交通や環境への影響、工期の短縮等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事

(3) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事で、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観との調和、ライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事

(参加者審査会)

第4条 総合評価落札方式を実施するにあたり、次の各号に掲げる場合において、鳥取市下水道等事業選定検討委員会の審議を経なければならない。

(1) 総合評価落札方式を行おうとするとき

(2) 落札者決定基準を定めようとするとき

(3) 落札者を決定しようとするとき

(学識経験者の意見聴取)

第5条 落札者決定基準を定めようとするときは、令167条の10の2第4項の規定により、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意

見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札公告等)

第6条 総合評価方式を実施するにあたり、令第167条の10の2第6項に定めるもののほか、次の事項について公告する。

- (1) 提出を求める技術資料等（価格以外のその他の条件について評価を行う際に必要な技術提案、施工計画、施工能力等に関する資料をいう。以下同じ。）の提出方法及び提出期限等
- (2) その他市長が必要と認める事項

(技術資料等)

第7条 技術提案参加者から提出された技術資料等は返却しないものとする。

- 2 必要な技術資料等を提出しない参加者及び当該技術資料等に必要事項が記載されていない参加者は、失格とする。
- 3 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- 4 技術資料等の内容は、入札公告及び交付資料において明らかにするものとする。

(落札者決定基準)

第8条 落札者決定基準として、評価基準、評価の方法その他の基準を定めるものとする。

(評価基準)

第9条 前条の評価基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項に留意して定めなければならない。

- (1) 評価項目
評価項目は、当該工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じて設定するものとする。
- (2) 得点配分
各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。
- (3) 加算点
評価項目の得点の合計を加算点とし、加算点は10点から50点までの範囲内で定めるものとする。

(評価の方法)

第10条 第8条の評価の方法は、加算点に標準点の100点を加えた点数（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値（以下「評価値」

という。)をもって行うものとする。

技術評価点＝標準点＋加算点

評 価 値＝技術評価点／入札価格

(落札者の決定)

第11条 落札者を決定しようとするときは、前条の規定により定めた評価の方法により評価値を算出し、入札価格が設定価格の範囲内であり、かつ標準点を有しており、評価値の最も高い者を最優秀提案者と位置付けし、提案内容を検証した後、落札者を決定するものとする。なお、最も高い評価値の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札額の低い者を最優秀提案者とする。

また、落札者がいない又は落札者が契約を結ばない場合は、次に評価値が高い者と随意契約によることができるものとし、評価点が標準点の100点未満の者は、交渉順位を下位にするものとする。

(結果の公表)

第12条 落札決定もしくは契約締結後、速やかに技術提案の総合評価結果等について、閲覧により公表するものとする。

(苦情申立等)

第13条 技術提案の審査結果に対して不服のある者は、その理由について、通知した日の翌日から起算して5日（鳥取市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）以内に市長に申立てることができるものとする。

(責任の所在等)

第14条 落札者は、提示した技術提案書による履行確保に関して、その責任を負うものとする。

2 技術提案書の内容が満たされない場合は、落札者は再度の施工義務を有する。

3 前項の規定にかかわらず、評価する項目の性格から、再度の施工が困難又は合理的でない場合は、工事成績評定の減点、契約金額の減額、損害賠償請求等を行うものとする。

4 前3項に規定する内容は、入札公告及び契約書において明らかにするものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。また、設計施工分離発注方式の建設工事及び委託業務を総合評価方式により業者選定する場合においても、本要領を準用するものとする。